

教育と医学



2019 11・12 第67巻9号 目次

特集 特別支援教育の到達点とその将来

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------|------|----|
| 特集にあたって | 「特別支援」の可能性 | ——「障害」からの脱却 | 徳永 豊 | 2 |
| 特別支援教育の拡大と今後の方向 | 特別支援教育において達成できたことと残された課題 | インクルーシブ教育の新たな局面 | 落合俊郎 | 4 |
| イギリスの特別な教育的ニーズに関する教育制度の展開からの示唆 | 貧困と特別支援教育 | 病気の子どもへの支援と教育 | 窪田知子 | 12 |
| 子どもの読み書きの発達と特別支援教育 | | | 藤野陽生 | 20 |
| | | | 井上知洋 | 36 |
| | | | | 44 |
| | | | | 62 |
| | | | | 70 |

連載

| | | |
|---|---------------------|----|
| 〈教育のリアル〉 見えざる部活動のリアル——個人／組織の観点から | 内田 良 | 28 |
| 〈再考「発達障害」〉 自閉スペクトラム症の歴史——想定される原因の変遷 | 篠山大明 | 52 |
| 〈希望をつくる教育デザイン〉 確かな足取りの多様性尊重に向けて | 南谷和範 | 76 |
| ——J・S・ミルの思考からのヒント | | |
| 新連載 〈未来をひらく健康教育〉 魅力ある保健室をめざして | 江藤真美子 | 84 |
| 特別支援教育のページ▼久里浜だよりⅡ国立特別支援教育総合研究所情報・支援部の役割と取組について | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 | 50 |
| ●五反田家の子どもたち | 60 | |

新刊情報 43／教育と医学関連の雑誌情報 11／特集題目一覧 92／編集後記 96

表紙イラスト・デザイン 中尾 悠

「特別支援」の可能性

「障害」からの脱却

徳永 豊

この国の特殊教育は、明治五年の「学制一部改正」にある「癡人学校（現在の特別支援学校）アルヘシ（あるべき、現在はないけど、検討する必要がある）」との発想から、盲や聾、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱等である者の学校教育を発展させてきた。そして、平成十九年に、特殊教育の制度を改め「特別支援教育」の制度とし、一二年ほどの年月が経過している。

特殊教育の対象である児童生徒は、盲や聾、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱等の子どもであった。昭和二十八年にこの教育を整備していく上で、その判別基準が検討された。その際には「教育上特別な取扱いを要する児童生徒」とされ、そこには「性格異常者」なる項目も含まれていた。対象の児童生徒は教育上の難しさから、「教育上特別な取扱いを要する」とされた。「障害」という用語が使われていない点が、その後の教育学論において意義深いと考えられる。

その後、昭和三十七年に、「言語障害」「二つ以上の障害をあわせもつ者」など、公的文書に

とくなが・ゆたか

福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授。
公認心理師、臨床心理士。専門は特別支援教育、発達臨床。九州大学大学院博士課程単位取得退学。国立特別支援教育総合研究所を経て現職。著書に「重度・重複障害児の対人相互交渉における共同注意」（同、二〇〇九年）、「障害の重い子どもの目標設定ガイド」（編著、同、二〇一四年）、「障害の重い子どもの発達理解ガイド」（編著、同、二〇一九年）など。

「障害」という用語が使われるようになった。また、昭和四十四年には「心身の障害」が使われ、しばらくはそれがブームであったが、ある時から使われなくなった。

このような経緯で、特殊教育や特別支援教育は、その対象を、盲や聾、精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱等から、「障害のある者」と単純に理解されることが多くなり、さらに「発達障害」がその対象に加えられた。小・中学校における支援が拡大する中で、特別支援教育は、ASDやLDやADHDを含む障害のある子どもの教育という考え方が一般的になった。

しかしながら、この「障害」という発想とその単純化が、特別支援教育を実践的に展開していく上で矛盾を生じさせ、また、今後の学校教育の充実を検討する際に、支援への理解が限定的となる原因となっている。具体的・実践的な矛盾とはすなわち、その子どもに支援が必要か否かの判断は、その子どもに障害があるか否かの判断より、時間的にはかなり前に行わなければならない。障害があることが明確になってからの支援では遅く、事後対応的になってしまう点である。また、今後の学校教育を考えると、具体的な支援を必要としているのは、障害のある子どもだけでなく、病気の子どもや日本語でのやりとりが難しい子ども、不登校の子どもなど幅広く、それらの子どもに、どのように支援を提供していくかが大きな課題となっている。

このような状況を踏まえて、この特集では、特別支援教育の現在とその将来的な広がりを考える企画とした。その出発点は、現時点で「教育上特別な取扱いを要する児童生徒」とは何か、を改めて検討することではないだろうか。そして、障害のある児童生徒のための学校の教育である「支援教育」そして、小・中学校における幅広く、多様で、福祉的で、リスクに対応する、追加的な支援を検討するものとして「特別支援」を位置づけ、その制度的な仕組みを検討することが必要になっている。幅広い「特別な取扱いを要する児童生徒」のための支援を、国としてどう位置づけ、充実させていくかは、日本の学校教育の改善においては避けられない課題となっている。

特別支援教育の拡大と今後の方向

ししど・かずしげ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長。専門は聴覚障害教育。東京教育大学教育学部特殊教育学科卒業。筑波大学附属豊学科教諭、文部省初等中等教育局特殊教育課教科調査官、文部科学省初等中等教育局視学官等を経て現職。主要著作に『平成二十九年改訂 小学校教育課程実践講座総則』（分担執筆、ぎょうせい、二〇一七年）など。

穴戸和成

特別支援教育の拡大

特別支援教育への制度改正は、平成十八年の学校教育法の一部改正によります。特殊教育から特別支援教育に移行し、平成十九年度から施行されました。それから十年余り時間が経過しています。

そこで、平成十九年度と平成二十九年年度を比較して、対応する数字を表1に、また、その背景としての行政的な動きを表2にまとめてみました。

この十年の出来事のうち、特筆すべきものは、平成十八年十二月に国連総会において採択された「障害者

の権利に関する条約」への対応でした。我が国は、平成十九年に同条約に署名し、条約自体は、平成二十年五月に発効しました。表2にあるように、我が国は、条約の内容等を踏まえて、まず、国内法の整備等を実施し、その後批准するという方針で様々な施策を講じました。そして、平成二十六年一月に、我が国はこの条約を批准しました。

こうした流れを受けて、文部科学省は、学習指導要領等の改訂作業を行い、平成二十九年四月に特別支援学校幼稚部教育要領や小学部・中学部学習指導要領を告示しています。

このような背景の下、特別支援教育を受ける子ども

表1 数字で見る特別支援教育の拡大

| | | 平成19年度 | 平成29年度 |
|------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 特別支援 学校 | 学校数 | 1,013校 | 1,135校 |
| | 在学者数 | 108,173人 | 141,944人 |
| | 教員数 (本務者・兼務者計) | 69,524人 (学校基本調査より) | 89,571人 |
| 特別支援 学級 | 在籍者数 | 113,377人 (小・中学校計) | 235,487人 (小・中学校計) |
| 通級指導 教室 | 通級している 児童生徒数 | 45,240人 (小・中学校計) | 108,946人 (小・中学校計) |

出典：「特別支援教育資料」平成29年度版 文科省特別支援教育課より

私たちの数には、表1のような結果が見られました。障害者権利条約で謳われているインクルーシブ教育システムの構築が、我が国において、徐々に進行していく中で、障害のある子どもが、小学校等へ就学するケースが増えていくだろうと予想していましたが、実際には、特別支援学校や特別支援学級へ就学するケース

表2 ここ10年間の主な施策

| | |
|---------|--|
| 平成19年9月 | 我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名 |
| 平成21年3月 | 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領告示 |
| 平成23年8月 | 障害者基本法の一部改正 |
| 平成24年7月 | 中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 |
| 平成25年4月 | 障害者総合支援法の施行 |
| 平成25年6月 | 障害者差別解消法の制定 |
| 平成25年9月 | 障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正と実施 |
| 同年10月 | 文科省「教育支援資料」の刊行 |
| 平成26年1月 | 我が国が「障害者の権利に関する条約」を批准 |
| 平成28年4月 | 障害者差別解消法の施行 |
| 平成29年4月 | 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領告示 |